

岡山市公衆浴場営業許可審査基準

平成 26 年 3 月 7 日

保健福祉局長決裁

第 1 趣旨

公衆浴場の営業許可については、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。）、岡山市公衆浴場法施行条例（平成 12 年岡山市条例第 28 号。以下「条例」という。）、岡山市公衆浴場法施行細則（平成 6 年市規則第 68 号。以下「細則」という。）及び平成 3 年 9 月 19 日付け厚生省生活衛生局指導課事務連絡の 1 の別紙並びに平成 12 年 12 月 15 日付け生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知の別添 2 の 第 1 の 3 (2)、4 (5) 及び (9) に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによる。

第 2 定義

この審査基準において用いる用語は、法及び条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 全体面積

浴室、脱衣室、ロビー、休憩室、飲食施設、宿泊施設その他の入浴客が浴場と一体の施設として利用できる施設（入浴客が施設の玄関から外部に出ることなく利用できるすべての施設を含む。）の面積をいう。

(2) 主浴室

主浴槽及び洗い場が設置されている浴室をいう。

(3) 付帯浴室

主浴室以外の浴室（露天風呂、サウナ室、酵素風呂、岩盤浴等）をいう。

(4) 付帯施設

全体面積に含まれる施設のうち、トイレ、娯楽室、マッサージ室、アスレチック室、ロビー、飲食施設、宿泊施設等をいう。

第 3 一般公衆浴場の審査基準

条例第 2 条第 1 号に規定する「その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるもの」とは、次に掲げる要件をすべて満たしているものをいう。

(1) 男女各 1 浴室に同時に多人数を入浴させるものであること。

(2) 全体面積は、450㎡未満であること。

(3) 主浴室の面積は、男女合計 90㎡未満であること。

(4) 付帯浴室の合計面積は、主浴室の面積（男女合計 90㎡）未満であること。

(5) 脱衣室の合計面積は、男女合計 90㎡未満であること。

(6) 付帯施設の合計面積は、主浴室と脱衣室の合計面積未満であること。

(7) 宿泊施設を伴わないものであること。

第4 公衆浴場の種類の変更

施設の改修等により、施設の面積等が「第3 一般公衆浴場の審査基準」に適合しなくなる場合においては、営業者から次の書類の提出を受け、新たに営業許可について、審査するものとする。

- (1) 公衆浴場営業（停止・廃止）届書（細則様式第7号）
- (2) 公衆浴場営業許可申請書（細則様式第1号）

附 則

- 1 この審査基準は平成26年4月1日から施行する。
- 2 施行日に現に一般公衆浴場として公衆浴場業の許可を取得している営業者の営業施設については、第4に該当する場合を除き、この基準を適用しない。ただし、施行の日に全体面積が450㎡以上の一般公衆浴場において、以後の改修等により、主浴室、付帯浴室及び脱衣室の合計面積の10%以上の変更を行った場合は、第4の規定を適用する。